

重要事項説明書

【指定訪問看護・指定介護予防訪問看護・医療】

指定訪問看護の提供に当たり当事業者が利用者に説明する重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	StarQ ケア株式会社
所在地	東京都港区赤坂一丁目8番1号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 中村 勝喜
設立年月日	2024年7月1日
電話番号	050-2000-5071

2. 事業所の概要

事業所の名称	スターク訪問看護ステーションさいたま北
サービスの種類	指定訪問看護 指定介護予防訪問看護 医療保険
事業所の所在地	〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町三丁目534-1 宮原第2ビル2階
指定年月日	2024年11月1日
電話番号	048-615-1315
FAX番号	048-615-1338
事業所番号	1166591143
ステーションコード	659,114.3
管理者の氏名	大塚 恵美子
実施地域	北区、西区、見沼区、大宮区、中央区

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、健康保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市区町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者への適切なサービスの提供に努めます。

4. サービス提供の方法

当事業所の看護師・理学療法士等（以下「看護職員等」という）が連携し訪問看護計画書を作成し、その計画書に基づいてサービスを提供します。なお、当事業所が提供するリハビリテーションは看護業務の一環としての位置付けであり、主として理学療法士等が担当する場合は、利用者の状態を適切に評価するため、定期的に看護職員も訪問し情報共有します。

5. 提供するサービスの内容

訪問看護は、主治医からの訪問看護指示書に従い、看護職員等がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。提供する主なサービスは以下のとおりです。

- ・心身の状況や病状の観察と療養生活上の助言及び指導
- ・栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・認知症の方の看護とご家族への支援
- ・服薬指導
- ・ターミナルケア
- ・介護相談、指導、精神的支援などご家族への支援
- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・医療処置や医療機器の管理、カテーテル管理、点滴などの輸液管理

6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで 但し、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	9：00～17：00 但し、利用者の希望に応じてサービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

7. 事業所の職員体制

(1) 管理者は看護師若しくは保健師 1名

看護職員・保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤1名以上）

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数

※看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する

(2) サービス提供する担当者は交代制となり、管理責任者は以下のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、お気軽にお問合せください。

【管理者氏名：大塚 恵美子 事業所電話：048-615-1315】

8. 利用料

(1) サービスを利用した場合のサービス利用料及び利用者負担額は【訪問看護料金表】に記載していますのでご参照ください。

(2) 支払方法

月末に訪問回数や加算状況に応じて計算し、翌月27日に銀行引き落としをします。

(3) キャンセル料

利用予定日にキャンセルの連絡なく、看護職員等が訪問した場合には、一律4,500円を徴収させていただきます。但し、容体の急変等やむを得ない事情がある場合はお申し出ください。その場合、キャンセル料は徴収しません。

9. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えるような事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医及び市区町村等関係機関へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えるような事故が発生し、賠償の必要が生じた場合は、その損害を賠償します。
- (3) 万一事故が生じた場合は、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

10. 社会情勢及び天災時の対応

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- (2) 上記状況により、事業者の義務の履行が遅延、若しくは、不能になった場合は、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

11. 虐待防止のための措置

- (1) 虐待防止のための検討委員会（テレビ電話装置等の活用を含む）を定期的開催し、その結果については従業者に十分に周知します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、従業者に対して定期的に研修を実施します。
- (3) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置き対応します。

12. 身体的拘束等の禁止

- (1) 訪問看護の提供にあたっては、当該利用者また他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合とは、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たすことであり、組織としてこれらの要件を確認等の手続きを極めて慎重に行うこととします。やむを得ず身体的拘束等を行うと判断した場合には、その容態・時間、その際の利用者の心身の状況、具体的な内容について記録します。

13. 苦情相談窓口

当事業所が設置する苦情相談窓口は次のとおりです。

スターク訪問看護ステーションさいたま北 相談窓口	
電話番号	048-615-1315
FAX 番号	048-615-1338
担当者	大塚 恵美子
対応時間	9:00 ~ 17:00 (土日祝日及び12月29日~1月3日を除く)

その他公的機関にも申し立てることができます。

相談窓口		電話番号	対応時間（平日）
埼玉県国民健康保険団体 連合会	介護福祉課	048-824-2568	9：00 ～ 17：00
さいたま市役所	介護保険課	048-829-1264	9：00 ～ 17：00
西区役所	高齢介護課	048-620-2667	8：30 ～ 17：15
北区役所	高齢介護課	048-669-6067	
見沼区役所	高齢介護課	048-681-6067	
大宮区役所	高齢介護課	048-646-3067	
中央区役所	高齢介護課	048-840-6067	

14. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに訪問看護指示書記載の主治医へ連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたっての留意事項は以下のとおりです。

- (1) 看護職員等に金品等の贈り物は固くお断りします。
- (2) 感染症対策に伴い、職員におけるサービス提供中の飲食は禁止しております。
- (3) 疾患や身体的事由等の特別な事情がない場合、職員の担当指名についてはお応えしておりません。
- (4) 職員の受動喫煙を防止するため、サービス提供時間中は、喫煙をお控えください(電子タバコ含む)。
- (5) 大切なペットを守りながら職員が安全にケアを行うため、訪問中はリードを付けていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護をお願いしております。万が一ペットに噛まれる等の怪我が職員に生じた場合は、治療費等をいただく場合がございますので、予めご了承ください。
- (6) サービス提供の際、看護職員等は以下の業務を行うことはできません。
 - ①各種支払いや年金等の管理
 - ②金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③日常の買い物代行
 - ④ペットのお世話
 - ⑤同居ご家族へのサービス提供
- (7) 体調や容体の急変等によりサービスを利用できなくなったときは、速やかに担当の介護支援専門員・地域包括支援センター又は当事業所へご連絡ください。
- (8) 利用者が概ね1ヶ月以上、介護保険施設または医療機関へ入所または入院した場合、退所または退院によるサービスの利用再開時には、利用者の状態等考慮し、訪問日時や回数が変更となる場合がありますので、予めご了承ください。
- (9) サービスの利用には、介護保険証や医療保険証等の確認が必要です。保険種別や氏名・住所等、内容に変更が生じた場合は必ず職員へお知らせください。

16. 事業者から契約を終了する場合

以下の場合、事業者は、サービス提供に係る契約を解除させていただく場合があります。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月分以上滞納し、事業者からの催告にもかかわらず、なおも支払いを行わない場合。但し、事業者は、利用者への催告をしたときは、居宅サービス計画書（介護予防サービス計画書）を作成した居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者と協議し、利用者の居宅サービスの変更等について、必要な調整を行うよう要請するものとします。
- (2) 利用者が次に該当する行為を行うことにより、利用者に対するサービス提供の継続が著しく困難であると判断した場合。
 - ① 看護職員等の心身に危害を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為（暴言・暴力・恐喝・ストーカー行為・ハラスメント等）
 - ② 事業者または事業所の運営に支障を与え、または与えるおそれのある行為（正当な理由のない無断キャンセルの繰り返し、悪質なクレームや誹謗中傷等の SNS 投稿等）
 - ③ 事業者による適切な訪問看護サービスの提供を妨げ、または妨げるおそれのある行為（業務に支障が生ずる長時間の拘束、法定外サービスの過剰な要求等）
 - ④ 上記のほか、サービス提供の継続が著しく困難となる事情を生じさせる行為
- (3) 事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合を行う場合。但し、事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者にも利益が生じないよう必要な措置をとります。

17. 業務継続計画について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. その他

- (1) サービス提供において、社会的使命を充分認識し、職員の質の向上を図るために定期的に研修機会を設け、業務体制を整備します。
- (2) 指定訪問看護の提供に必要な記録や個人情報等は、利用者の契約終了日から5年間保管します。
- (3) この重要事項説明書の作成より前に、利用者と事業者の間で、サービスに関する重要事項説明書を作成している場合、作成済みの重要事項説明書は、この重要事項説明書の作成により破棄されます。

【緊急時訪問看護・緊急時介護予防訪問看護及び24時間訪問看護対応体制について】

スターク訪問看護ステーションでは、利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見をもとめられた場合に、常時対応できる体制にある事業所であり、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行っています。

サービスを利用する場合の料金は、別紙の【訪問看護料金表】をご参照ください。

(以下余白)

事業者は利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項と利用料の説明をしました。
その証として本書2通を作成し、各々が1通を保有します。

年 月 日

事業者（法人）名	StarQ ケア株式会社
代表者職・氏名	代表取締役 中村 勝喜
事業所	スターク訪問看護ステーションさいたま北
管理者	大塚 恵美子

説明者氏名 _____

- 事業者より重要事項と利用料の説明を受け同意し、重要事項説明書の交付を受けました。
- 緊急時訪問・24時間対応体制を利用することに同意し、緊急連絡先の交付を受けました。

〈利用者〉

氏名 _____

〈家族または代理人〉

氏名 _____ (続柄)

予防訪問看護料金表（介護保険）

1 単位：11.05円（さいたま市 3級地）

職種・区分		サービス内容略称	訪問看護 単位数	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)	
訪問 看護 費	20分未満	予防訪問看護Ⅰ 1	303	335円	670円	1,005円	
	30分未満	予防訪問看護Ⅰ 2	451	499円	997円	1,495円	
	30分以上60分未満	予防訪問看護Ⅰ 3	794	878円	1,755円	2,632円	
	60分以上1時間30分未満	予防訪問看護Ⅰ 4	1,090	1,205円	2,409円	3,614円	
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	(A)1回あたり20分	予防訪問看護Ⅰ 5	284	314円	628円	942円
		(B)1回あたり40分	予防訪問看護Ⅰ 5 × 2	568	628円	1,256円	1,883円
		(C)1回あたり60分	予防訪問看護Ⅰ 5・2超×3	426	471円	942円	1,413円
※ 准看護師による指定訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する ※ 1日に3回以上の訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定する ※ 開始日から12月を超えて予防訪問看護を行う場合（A）（B）（C）、5単位減算した単位数で算定する ※ 早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）は25%増 深夜（22時～翌6時）は50%増 但し、緊急訪問の場合は月の2回目以降加算される							
加 算	初回加算	(Ⅰ)	350	387円	774円	1,161円	
	初回加算	(Ⅱ)	300	332円	663円	995円	
	退院時共同指導加算			600	663円	1,326円	1,989円
	緊急時訪問看護加算Ⅱ（月1回）			574	635円	1,269円	1,903円
	長時間訪問看護加算（1回につき）			300	332円	663円	995円
	専門管理加算（月1回）			250	277円	553円	829円
	口腔連携強化加算（月1回）			50	56円	111円	166円
	特別管理加算（月1回）	特別管理加算(Ⅰ)		500	553円	1,105円	1,658円
		特別管理加算(Ⅱ)		250	277円	553円	829円
	複数名訪問加算（Ⅰ） （1回につき）	30分未満		254	281円	562円	842円
		30分以上		402	445円	889円	1,333円
	複数名訪問加算（Ⅱ） （1回につき）	30分未満		201	223円	445円	667円
		30分以上		317	351円	701円	1,051円
サービス提供体制強化加算Ⅱ（1回につき）			3	4円	7円	10円	

その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・永眠時の処置代は20,000円となります（材料費含む） ・衛生材料費等は実費とさせていただきます ・事前にキャンセルの連絡がない場合は、キャンセル料4,500円をいただきます ・90分を超える訪問看護場合は、30分毎 3,500円をいただきます
通常のサービス提供を超える費用	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合などは、介護保険枠外のサービスとなり全額自己負担となります

◆訪問看護 ご利用料金目安

(1割負担の場合)

単位：円

	予 防 訪 問 看 護		
	30分未満	60分未満	90分未満
月1回	499	878	1,205
月2回	997	1,755	2,409
月3回	1,495	2,633	3,614
月4回	1,994	3,510	4,818
月5回	2,492	4,387	6,023

◆訪問リハビリ ご利用料金目安

(1割負担の場合)

単位：円

	予 防 訪 問 リ ハ ビ リ		
	20分	40分	60分
月1回	314	628	471
月2回	628	1,256	942
月3回	942	1,883	1,413
月4回	1,256	2,511	1,883
月5回	1,570	3,139	2,354

◆加 算

(1割負担の場合)

初回加算Ⅰ	387円
初回加算Ⅱ	332円
退院時共同指導加算	663円
緊急時訪問看護加算	635円
特別管理加算Ⅰ	553円
特別管理加算Ⅱ	277円

介護保険の利用者負担額について

総単位数に地域単価（さいたま市 3級地）を掛けた額が総費用額となります。
 法定代理受理の場合は上記金額の1割、2割又は3割。
 （ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による）

★訪問看護は主治医の指示のもとに行っているため、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となり、状態によって1～6ヵ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。

★急性増悪等で、頻回な訪問看護を行う必要がある場合は、医師の指示により特別訪問看護指示書（医療保険）に切り替わる場合があります。

訪問看護料金表（介護保険）

1単位：11.05円（さいたま市 3級地）

職種・区分		サービス内容略称	訪問看護 単位数	利用者負担額 (1割負担)	利用者負担額 (2割負担)	利用者負担額 (3割負担)	
訪問 看護 費	20分未満	訪問看護Ⅰ 1	314	347円	694円	1,041円	
	30分未満	訪問看護Ⅰ 2	471	521円	1,041円	1,562円	
	30分以上60分未満	訪問看護Ⅰ 3	823	910円	1,819円	2,729円	
	60分以上1時間30分未満	訪問看護Ⅰ 4	1,128	1,247円	2,493円	3,740円	
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	(A)1回あたり20分	訪問看護Ⅰ 5	294	325円	650円	975円
		(B)1回あたり40分	訪問看護Ⅰ 5 × 2	588	650円	1,300円	1,950円
		(C)1回あたり60分	訪問看護Ⅰ 5・2超×3	795	879円	1,757円	2,636円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (1月につき)		定期巡回訪看	2,961	3,272円	6,544円	9,816円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (1日につき)		定期巡回訪看・日割	97	108円	215円	322円
	<p>※ 准看護師による指定訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する</p> <p>※ 1日に3回以上訪問看護(C)を行う場合(C)、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する</p> <p>※ 早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)は25%増 深夜(22時～翌6時)は50%</p> <p>但し、緊急訪問の場合は月の2回目以降加算される</p> <p>※定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用し、要介護5の場合は所定単位数に800単位を加算する</p>						
加 算	初回加算	(Ⅰ)	350	387円	774円	1,161円	
		(Ⅱ)	300	332円	663円	995円	
	退院時共同指導加算			600	663円	1,326円	1,989円
	緊急時訪問看護加算Ⅱ(月1回)			574	635円	1,269円	1,903円
	長時間訪問看護加算(1回につき)			300	332円	663円	995円
	専門管理加算(1月につき)			250	277円	553円	829円
	看護・介護職員連携強化加算(月1回)			250	277円	553円	829円
	口腔連携強化加算(月1回)			50	56円	111円	166円
	ターミナルケア加算(予防除く)			2,500	2,763円	5,525円	8,288円
	特別管理加算(月1回)	特別管理加算(Ⅰ)		500	553円	1,105円	1,658円
		特別管理加算(Ⅱ)		250	277円	553円	829円
	複数名訪問加算 (1回につき)	30分未満		254	281円	562円	842円
		30分以上		402	445円	889円	1,333円
	複数名訪問加算(Ⅱ) (1回につき)	30分未満		201	223円	445円	667円
		30分以上		317	351円	701円	1,051円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ(1回につき)			3	4円	7円	10円

その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・永眠時の処置代は20,000円となります(材料費含む) ・衛生材料費等は実費とさせていただきます ・事前にキャンセルの連絡がない場合は、キャンセル料4,500円をいただきます ・90分を超える訪問看護場合は、30分毎3,500円をいただきます
通常のサービス提供を超える費用	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合などは、介護保険枠外のサービスとなり全額自己負担となります

◆訪問看護 ご利用料金目安 (1割負担の場合)

	訪問看護 (単位:円)		
	30分未満	60分未満	90分未満
月1回	521	910	1,247
月2回	1,041	1,819	2,493
月3回	1,562	2,729	3,740
月4回	2,082	3,638	4,986
月5回	2,603	4,547	6,233

◆訪問リハビリ ご利用料金目安 (1割負担の場合)

	訪問リハビリ (単位:円)		
	20分	40分	60分
月1回	325	650	879
月2回	650	1,300	1,757
月3回	975	1,950	2,636
月4回	1,300	2,599	3,514
月5回	1,625	3,249	4,393

介護保険の利用者負担額について

総単位数に地域単価 (さいたま市 3級地)を掛けた額が総費用額となります。
 法定代理受理の場合は上記金額の1割、2割又は3割。
 (ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)

◆加算 (1割負担の場合)

初回加算 (I)	387 円
初回加算 (II)	332 円
退院時共同指導加算	663 円
緊急時訪問看護加算 II	635 円
特別管理加算 I	553 円
特別管理加算 II	277 円

★訪問看護は主治医の指示のもとに行っているため、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となり、状態によって1～6ヵ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。

★急性増悪等で、頻回な訪問看護を行う必要がある場合は、医師の指示により特別訪問看護指示書 (医療保険) に切り替わる場合があります。

訪問看護料金表（医療保険）

スターク訪問看護ステーションさいたま北

医療保険		料金 (10割/円)	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
基本 項目	訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで(看護師・リハビリ)	5,550	555	1,110	1,665
		週3日目まで(准看護師)	5,050	505	1,010	1,515
		週4日目以降(看護師)	6,550	655	1,310	1,965
		週4日目以降(准看護師)	6,050	605	1,210	1,815
		週4日目以降(リハビリ)	5,550	555	1,110	1,665
	管理療養費	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
		2日目以降	3,000	300	600	900
	訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合)	週3日目まで	2,780	278	556	834
		週4日目以降(看護師)	3,280	328	656	984
		週4日目以降(リハビリ)	2,780	278	556	834
訪問看護療養費Ⅰ・Ⅱ(同行訪問)	専門の研修を受けた看護師	12,850	1,285	2,570	3,855	
訪問看護療養費Ⅲ	外泊中の訪問看護	8,500	850	1,700	2,550	

加 算 項 目	24時間対応体制加算(月1回)		6,520	652	1,304	1,956	
	夜間(18-22時)・早朝(6-8時)訪問看護加算		2,100	210	420	630	
	深夜訪問看護加算(22-翌6時)		4,200	420	840	1,260	
	特別管理加算(月1回)	I	5,000	500	1,000	1,500	
		II	2,500	250	500	750	
	難病等複数回訪問加算 ※同一建物内3人以上は減額	1日2回の場合	4,500	450	900	1,350	
		1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400	
	複数名訪問看護加算 ※同一建物内3人以上は減額	看護師等(週1回)		4,500	450	900	1,350
		准看護師(週1回)		3,800	380	760	1,140
		その他職員(週3回)		3,000	300	600	900
		その他職員(週3回) ※厚生労働大臣が定めるもの	1日2回	6,000	600	1,200	1,800
	1日3回		10,000	1,000	2,000	3,000	
	専門管理加算(月1回)	専門の研修を受けた看護師		2,500	250	500	750
		特定行為研修を修了した看護師		2,500	250	500	750
	緊急訪問看護加算(1日につき)	月14日目まで		2,650	265	530	795
		月15日目以降		2,000	200	400	600
	長時間訪問看護加算(週1日) ※厚生労働省が定めるもの(週3日)		5,200	520	1,040	1,560	
	退院時共同指導加算(退院又は退所1回) ※厚生労働大臣が定めるもの(2回)		8,000	800	1,600	2,400	
	特別管理指導加算(退院又は退所1回) ※厚生労働大臣が定めるもの(2回)		2,000	200	400	600	
	退院時支援指導加算(1回)			6,000	600	1,200	1,800
		長時間の療養指導の場合		8,400	840	1,680	2,520
	在宅患者連携指導加算(月1回)		3,000	300	600	900	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)		2,000	200	400	600	
	乳幼児加算(1日につき) ※6歳未満	厚生労働大臣が定めるもの		1,800	180	360	540
				1,300	130	260	390
	看護・介護職員連携強化加算(月1回)		2,500	250	500	750	
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)		50	5	10	15		
訪問看護情報提供療養費1・2・3		1,500	150	300	450		
訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000	2,500	5,000	7,500		
ベースアップ評価料Ⅰ(月1回)		780	78	156	234		

* 合計金額に10円未満の端数が出る場合は四捨五入となります。

* 健康保険・後期高齢者医療等に基づき1割～3割の自己負担金を徴収させていただきます。

* 各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額または免除されます。

◆**その他自費（税込）** ※状況に応じてかかる別途利用料になります。

延長料金（30分毎）	3,500円
休日加算（土日祝、12/29～1/3）※緊急時	3,000円
エンゼルケア（材料費含む）	20,000円
キャンセル料	4,500円
衛生材料等	実費
駐車料金	実費

精神科訪問看護料金表

スターク訪問看護ステーションさいたま北

項目	料金 (10割/円)	利用者自己負担額 (円)			
		1割負担	2割負担	3割負担	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に2人) (いずれも1日につき)	週3日まで、30分以上	5,550	555	1,110	1,665
	週3日まで、30分未満	4,250	425	850	1,275
	週4日以降、30分以上	6,550	655	1,310	1,965
	週4日以降、30分未満	5,100	510	1,020	1,530
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に3人以上) (1日につき)	週3日まで、30分以上	2,780	278	556	834
	週3日まで、30分未満	2,130	213	426	639
	週4日以降、30分以上	3,280	328	656	984
	週4日以降、30分未満	2,550	255	510	765
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	入院中1回の外泊時	8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費	月の1日目	7,670	767	1,534	2,301
	2日目以降	3,000	300	600	900

24時間対応体制加算 (月1回)		6,520	652	1,304	1,956
夜間(18-22時)・早朝(6-8時)訪問看護加算		2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算(22-翌6時)		4,200	420	840	1,260
特別管理加算 (月1回)	I	5,000	500	1,000	1,500
	II	2,500	250	500	750
精神科緊急訪問看護加算 (1日につき)	月14日目まで	2,650	265	530	795
	月15日目以降	2,000	200	400	600
長時間精神科訪問看護加算(週1日まで) ※厚生労働大臣が定めるもの (週3回)		5,200	520	1,040	1,560
複数名精神科訪問看護加算 (1日につき) ※同一建物内3人以上は減額	1日に1回	4,500	450	900	1,350
	1日に2回	9,000	900	1,800	2,700
	1日に3回以上	14,500	1,450	2,900	4,350
精神科複数回訪問加算 (1日につき) ※同一建物内3人以上は減額	1日に2回	4,500	450	900	1,350
	1日に3回以上	8,000	800	1,600	2,400
退院時共同指導加算 (退院又は退所1回) ※厚生労働大臣が定めるもの (2回)		8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算 (退院又は退所1回) ※厚生労働大臣が定めるもの (2回)		10,000	1,000	2,000	3,000
退院支援指導加算		6,000	600	1,200	1,800
	長時間の療養指導の場合	8,400	840	1,680	2,520
在宅患者連携指導加算 (月1回)		3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回まで)		2,000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算 (月1回)		2,500	250	500	750
訪問看護医療DX情報活用加算 (月1回)		50	5	10	15
情報提供療養費1・2・3		1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000	2,500	5,000	7,500
ベースアップ評価料Ⅰ (月1回)		780	78	156	234

* 合計金額に10円未満の端数が出る場合は四捨五入となります。

* 健康保険・後期高齢者医療等に基づき1割～3割の自己負担金を徴収させていただきます。

* 各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減額または免除されます。

◆その他自費（税込）※状況に応じてかかる別途利用料になります。

延長料金（30分毎）	3,500円
休日加算（土日祝、12/29～1/3）※緊急時	3,000円
エンゼルケア（材料費含む）	20,000円
キャンセル料	4,500円
衛生材料等	実費
駐車料金	実費